

令和4年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和4年(2022年)3月16日(水)
質問者 民主・道民連合 小泉 真志 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
子ども子育て支援課長 村上 則之
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○小泉真志委員

今定例会で提案されましたケアラー支援条例案を踏まえまして、まず、昨年実施されました実態調査の結果について、学校種別に伺います。

また、回収率が低いと私は思っておりますが、実態調査の目的を達成できていないのではないかと考えますけれども、認識を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

回答の回収率などについてであります。昨年度、道が実施した調査の回収率は、中学2年生で約26%、全日制高校2年生で約18%、定時制高校2年生で約22%であったところでございます。

これに対して、国が行った調査の回収率については、中学2年生で約6%、全日制高校2年生で約11%であったことから、回収率はいずれも道が上回ったところであり、学生、生徒を対象とした類似の調査等の回収率と比較しても、遜色ない結果であり、調査についてご意見を伺った有識者会議の委員からは一定の評価をいただいたところでございます。

道としても、短期間に多くの関係者からの協力を得ることができ、実態把握に関して一定程度成果があったと考えております。

○小泉真志委員

今、一定程度の成果があったと述べられましたけれども、果たして20%程度の回収率で調査の目的が達成されたのかという部分については、私自身は疑義を持っております。

埼玉県が実施した実態調査は、回答回収率が86.5%でありました。

北海道が22%、埼玉県が86.5%、なぜこのような大きな差が出たのか、所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

調査結果についてであります。埼玉県の調査においては、回収率の向上を図るため、ホームルーム等の時間を活用し、教室で生徒が一斉に回答する方式で行ったと聞いております。

道においては、有識者会議からのご意見も踏まえ、生徒のプライバシーを保護するとともに、回答しやすい環境を確保する観点から、場所や時間を限定せずに回答可能なWeb方式としたことから、手法の違いにより、回収率に差が現れたものと認識しております。

○小泉真志委員

当然、回収率は低いよりは高い方が良いという認識をされていると思いますけれども、今後も調査が行われると思いますので、回収率を上げるように指摘をさせていただきます。

その新しい調査なんですけど、新年度「小学生」及び「大学生」の実態調査をやる予定と承知をしていますが、この調査の目的と実施方法について伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

小学生、大学生への実態調査についてでありますけど、国では、昨年末から、小学生や大学生を対象に、学校生活への影響などについて追加調査を行ったところであります。道としても、小学生及び大学生についても国の調査結果と比較、分析ができるよう、同様の調査を行うこととしたところでございます。

なお、実施方法については、有識者会議でのご意見を伺った上で、具体的な方法を決定する予定でございます。

○小泉真志委員

今、「国の調査結果と比較、分析できるように」という答弁がございましたが、これが本当に一番大事なことなのでしょうか。

一番大事なのは、「ヤングケアラーを適切な支援につなげること」だと私は思っております。そのためには、ヤングケアラーの「掘り起こし」が必要ではないかと思っております。

実態がきちんと把握できれば、適切な支援につなげることができて、ヤングケアラーを救うことができるはずですよ。

政府が実施した「全国調査」の回答数にバラツキがあり、しかも自治体別の傾向を分析できず、都市部と地方にヤングケアラーがどの程度偏在しているのかもわからないという認識を示しております。せっかく調査を行うのであれば、回収率をアップさせて、より多くの実態を把握する。そして、たとえばですね、アンケート用紙と封筒を渡して、そしてプライバシーに十分配慮する。教室でやるのは本当にもってのほかだと思いますけれども、そういう方法を取ればですね、埼玉県では夏休みで86.5%ということになっておりますので、是非、そういう手法を取るべきかと思いますが、所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

調査の実施方法についてでありますけど、生徒のプライバシー保護や回答のしやすさの観点等も考慮しながら、道教委とも協議するとともに、有識者会議でのご意見を伺った上で、具体的な方法を決定してまいります。

○小泉真志委員

特に今回小学生をやりますので、この部分で回答のしやすさという部分でですね、今まで Web でいろいろやったりしたと思いますけれども、やはりそうではなくて丁寧な掘り起こしという部分ではですね、しっかりと先ほど指摘させていただいた部分もありますので、これから検討をしていただきたいと思います。

ヤングケアラーに「世話の悩みについて相談した経験があるか」と聞いたところ、約8割が「相談をしたことがない」と答え、「学校の先生や周りの大人に支援して欲しいこと」に対しても「特になし」が約7割を占めております。

また、学校に「ヤングケアラーの支援のために必要なことは何か」という問いに対しまして、「子ども自身及び教職員がヤングケアラーについて知ること」だと答える割合が高くなっております。ソーシャルワーカーも、95%以上が「教職員がヤングケアラーを知ること」だと指摘をしております。

子どもや教職員の理解度を広げるために具体的にどうしていくのか、所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

子どもや教員への普及啓発についてであります。道ではこれまで、相談支援機関へのリーフレットの配布や児童向け情報誌や街頭広告を活用した広報、学生や学校、関係団体等との意見交換などに取り組むとともに、道教委においては、教職員に向け、ヤングケアラーの実情や学校と市町村などとの連携を深めるための研修などを行ってきたところでございます。

今後は、これらの取組に加え、高校・大学で開催している出前講座で「ヤングケアラー」について若い世代の方々と意見交換を行い、理解を深めていただくとともに、学校現場への啓発ポスターの配布や教員向けの校内研修を活用して現場の理解をより一層深めるなど、子どもや教職員の理解促進に努めてまいります。

○小泉真志委員

是非、この部分を進めていただきたいと思いますけれども、アンケート等をやる時にですね、やっぱり学校の中で、特に小学生、担任の先生が対面しますので、決して埼玉県が良いというわけではないですけど、埼玉県のリーフレット、あると思うんですけども、あれなんかを見ると、教職員もわかるし子どももわかりやすいと思いますので、そういうことも使いながら、是非、啓発を進めていただければと思っております。

スクールソーシャルワーカーの85%が「子どもが教職員に相談しやすい関係を作ることが大切だ」とあげています。

ただ一方で、埼玉県の調査では、「ケアに関して悩みや不満を話せる人はいるか」という問いに対して、「いる」と答えた生徒が501名いますが、「担任に相談をする」というのは501名中34名、それから保健室の先生には7人という結果も出ております。

学校現場からは、「生徒の多くは、家庭の困りごとのサインを一切出さず、隠すのが非常にうまい。態度が豹変するといった兆候がない限り、生徒へのアプローチは非常に難しい」、また、「家庭の問題には入りづらい。しかも、何をどうしたらよいのか、という答えを待たずに介入することは難しい」という声もあると承知をしております。

相談支援体制をどのように構築していくのか、所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

相談支援についてであります。ヤングケアラーの多くは、本人にその自覚がないことやどのような支援を受けられるのかわからないことから、必要な支援に結びつけるためには、周囲の関

係者が子どもの個別事情を理解し、信頼関係を構築していくことが重要でございます。

今後、道教委では、学校において教員による教育相談に加え、電話・メールなどによる相談機会の確保、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実するほか、道といたしましても、学校を通さなくても子どもたちが気軽に悩みや気持ちを打ち明けられるよう、これまでも子どもたちからの相談対応の実績があり、専門的な知識を有する者が運営する相談窓口を設置する予定としており、こうした取組を通じて、相談支援体制の充実を図ることとしております。

○小泉真志委員

学校現場では、相談業務はスクールカウンセラー若しくはスクールソーシャルワーカーに行ってもらいたいという声が多くなっております。そのスクールソーシャルワーカーの多くは、実は現在は今、派遣型でありますけれども、専門家からは間違いなく配置型が良いという指摘をされております。

ヤングケアラーの生の声として、正直、ヤングケアラーに対してはできるだけそっとしておいてほしい、変に気を使われると息抜きである場である学校までも失ってしまうという声もあります。学校側が良かれと思ってスクールソーシャルワーカーとの面談を強引に入れますと、なかなか上手くいかないという例もあると聞いております。一番大事なのは、ヤングケアラーが自分のタイミングで直接相談できる相談窓口、この設置を求めているということでもありますので、予算の関係もいろいろありますけれども、配置型のスクールソーシャルワーカーを設置することが重要であるということをご指摘させていただきます。

専門家は、「窓口で相談するのは敷居が非常に高い。気軽に話せる場が必要」との指摘もしております。

道は、新年度、ヤングケアラーが集う「オンラインサロンの設置」をしておりますけれども、具体的にどのような形にしていくのかお伺いします。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

オンラインサロンについてでございますが、道では、新年度、時間や住んでいる地域にかかわらず、ヤングケアラーが気軽に悩みや気持ちを当事者同士で話し合える場として、オンラインサロンを開設することとしております。

ヤングケアラーの不安や悩みは、家庭内のデリケートな問題にも関わることやこれまで他人に自身の問題を相談した経験がないことなどから高度なカウンセリング能力が必要であり、サロンの運営に当たっては、ヤングケアラーの特性を十分に理解したファシリテーターを配置するとともに、当事者の気持ちに寄り添った企画や情報を積極的に発信するなど、適切な運営が確保される体制を検討してまいります。

○小泉真志委員

「今の医療や福祉といった公的サービスがなぜヤングケアラーを救えなかったのか」を検証する必要があると思います。

たとえば、料理や洗濯などヘルパーが行う家事援助の対象は、障がいのある当事者に制度上、

限られております。だから、ヘルパーは障がいのある、たとえば母親の服は洗いますけれども、ヤングケアラーである娘の服は洗わないというようなことも起きると聞いております。

障がい福祉サービスの家事援助として、障がい者の保護者を持つ子どもの生活を助ける「育児支援サービス」があると承知しております。

しかし、何歳までの子どもに対して「育児支援」として支援ができるのか、明確な基準がありません。この基準を18歳まで引き上げる、そういうことも必要ではないかと思いますが、所見を伺います。

また、この2月にヤングケアラーも対象にした家事援助サービスを行う、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」がスタートしたと承知をしております。

しかし、道内でスタートした町村はわずか、現在のところ2つであります。新年度でも6町村にとどまるとのことですが、ヤングケアラーが必要としているのであれば、早急にこの制度を導入しなければならないと考えておりますけれども、道の所見を伺います。

○子ども子育て支援課長

家庭への支援についてでございますが、育児支援サービスは、障がいがあるため、本来家庭内で行うべき子どもの養育ができない状況にある保護者の役割を代替するものであり、市町村において、保護者本人やお子さん、ご家族等の状況を個々に勘案して、支援することが可能とされているところでございます。

また、今般の「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」では、支援が必要であると考えられる保護者や妊産婦の家庭を支援員が訪問し、不安や悩みをお伺いしたり、買い物代行や育児サポートを通じて、孤立しがちな子育て家庭の生活全般を支援するものであり、ヤングケアラーの支援にも資することから、道といたしましては、全道域で取組が進むことが重要であると考えており、今後、事業の実施主体となる市町村に対し、取組効果を上げている先進事例や住民の皆様からの評価などについて情報提供しながら、あらゆる機会を通じて事業の実施を働きかけてまいります。

○小泉真志委員

この今般の「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」は大変有用な事業だと私も認識させていただいております。各市町村がこの制度を導入するには、ヤングケアラーの見える化が必要だと私は思っております。自分の市町村にヤングケアラーがいるとなれば、具体の支援を考えることにつながると思いますので、ヤングケアラーの掘り起こしを是非していただきたいと思っておりますので、先ほども触れましたけれども、実態調査の在り方については、しっかり検討していただくことを指摘させていただきます。

道の実態調査において、完全に抜け落ちていたのが、国もそうでしょうけれども、「通信制高校」の生徒たちです。全国の結果では、参考値扱いながら11%、9人に1人がヤングケアラーという結果も出ていますと承知をしております。そして、「当初通っていた学校をやめた」という生徒も12.2%いると承知をしております。

私の知り合いの「若者ケアラー」も、母親のケアのために「通信制大学」を選択しました。これら通信制高校及び大学生などは、学校がヤングケアラーを発見することはほぼ難しいと思っております。

このようなヤングケアラーや若者ケアラーに対して、道としてどのように支援をしていくのか、

所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

通信制高校生や大学生への支援についてであります。新年度は、大学生への実態調査のほか、ヤングケアラーについての理解を深めるため、通信制の高校を含む、学校現場での啓発活動や広報活動を実施することとしております。

さらには、ヤングケアラーの方々がいつでも気軽に相談したり、悩みを打ち明けられるよう、専用の窓口やオンラインサロンを設置するとともに、周囲の方々がその存在に気づいていただけるよう、様々な媒体を活用したヤングケアラーに関する情報を広く発信するほか、市町村や保健・医療福祉サービスを提供する関係機関の職員等に対する研修を実施するなどして、必要な支援に結びつけられる体制を整備する考えでございます。

○小泉真志委員

今の部分で私の方から提案をするような質問をさせていただきますけれども、これから実施されます大学生の実態調査に漏れた「若者ケアラー」に対しては「実態調査」が欠かせない。2020年に実施された「ケアマネージャーへの全国調査」が行われまして、その中で「介護を担う子どもがいた」というのが16%いたという報告を受けております。

若者ケアラーの存在を明らかにするには、「ケアマネージャーへの調査」も有効だと考えますけれども、所見を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

実態調査についてでございますが、まずは大学生、小学生の実態調査を速やかに実施し、現状把握することが重要と考えております。

また、支援を要するヤングケアラーを早期に発見するためにも、居宅介護支援事業所を含め、事業者の皆様がヤングケアラーについて理解を深めていただくよう、調査と並行して事業者への啓発と、相談体制の周知に取り組む考えでございます。

○小泉真志委員

どのような形になるかはお任せすると言ったらおかしいですけれども、是非ですね、本当に掘り起こしをと、全国の比較ではなく掘り起こしをするというところを、是非、焦点化していただければありがたいなと思っております。

「北海道ケアラー支援条例」が制定されることがゴールではないということは、皆さんと一致しているところでございます。ここからが本当のスタートになると思っております。

条例制定後、1年かけて、1年以内でしょうか、推進計画を策定していかれるわけですが、この間も、「ヤングケアラー」及び「若者ケアラー」は待ってくれないという状況でありますので、推進計画策定までの間、どのような支援を講じていくのか、所見を伺います。

○少子高齢化対策監

計画策定までの取組についてでございますが、ヤングケアラーにつきましては、多くの場合本

人に自覚がなく、相談をした経験もないことから、周囲の気づきや身近に相談できる環境があることが大切であると認識をしております。この度の条例案には、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、それから住民の皆様方が一体となり支援することのできる地域づくりを基本的な施策として掲げているところでございます。

今後、道といたしましては、道教委を含めた庁内関係部局との連携の下、一層の普及啓発活動や更なる実態調査の実施のほか、学校における相談機能の強化やコーディネーターの配置など、各般の施策に早急に着手をしつつ、先進的に取り組んでいる道内自治体や学識経験者、当事者とその支援に取り組んでいる方々などによる有識者会議の皆様と更に議論を深めながら、一人ひとりのヤングケアラーの悩みや置かれている状況に寄り添った支援を実施し、子どもたちが将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、オール北海道で取組を推進してまいります。

○小泉真志委員

今、ご答弁いただきましてありがとうございます。全国に先駆けるわけで、先頭でケアラー条例をつくるという部分で、その姿勢は非常に大きいです、期待をしております。ただ、細かい部分ですね、いろいろお聞きしたい部分があります。たとえば、先ほど言いましたけれども、調査の件とか、スクールソーシャルワーカーの件とか、家事支援の件とか、直接知事にお伺いしたいと思います。